ROUTE指導学生の短期雇用について

　ROUTEを実施する学部学生に対して、研究室における「研究の初期指導」を行う大学院生を短期雇用することができる。

雇用期間等：

* 1万円/月、上限1か月とする。
* 理工学部全体で年間30名の雇用を目安とする。
（当面は、30人を超えたとしても受け付ける。）

指導学生の条件：

* ROUTE学生1名に対して、1名の大学院生のみを雇用可能。
* 雇用は、ROUTE研究開始時の1回限り※とする。
* 同じROUTE学生であっても、別研究室でROUTEを行うことになれば、2番目の研究室で初期指導する大学院生1名に対しても支給可能。
* 複数のROUTE学生に対して１名の大学院生が指導する場合、実際の作業時間が１名に教える場合に対し何倍となるかを受け入れ教員が判断して申請する。この場合、１名分から人数分までの範囲で判断する。（例：ROUTE学生３名なら1-3万円/月の範囲で設定する）。

申請方法等：

* 周知方法 … ROUTE委員を通して各EPに周知する。
* 申請時期 … 通年受け付ける。
* 申請方法 … 各指導教員がROUTE運営WG事務に、
　　　　　 雇用する学生の氏名・連絡先を伝える。

　　　（指定の申込用紙を使用）

* 申請内容は特に審査せずに支給する（実際に指導していることは指導教員が確認）。
* 申請や手続きにかかる時間を考慮して、勤務時間は書類上、必ずしも初期指導を

行った期間と一致していなくても良いことにする。

2024年4月ROUTE運営WG